

答 申

審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を不開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成24年8月28日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「図書館におけるパソコン（貸出、予約等）のマニュアル一式（館の業務担当使用分）」

- 2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成24年9月11日付け北九教中庶第49号で、行政文書の不開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書不開示決定通知書を平成24年9月11日に受領した。
- 3 審査請求人は、平成24年10月2日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 情報開示ができない理由として「賃貸借契約で借りているシステムであるから、企業側の秘密保持のために情報開示できない」という主旨と理解するが、そこまで高度な内容であるなら、無償の図書館ボランティアも活躍し、その端末がボランティアの目に直接触れる市立図書館としての契約としては不当であり、不適切であると言える（警察や自衛隊など、高度な秘密が隠されている場所のシステムとは違うのである。）。
- (2) 無償のボランティアも奉仕し活躍する図書館で「企業側の秘密保持がかかっているシステムがある」などという方が問題である。つまり、そのようなシステムがあるとするならば、図書館内での市民ボランティアの活動の場所をきちんと区分けして制限しなければならない（ボランティアの事務所内での立ち入りを禁止しなければならない。）。もっとも、個人情報扱う点で、そのようなことも考えることができるが、図書館の運営上は、司書の監督の下で個人情報の取扱いに注意しながら市民ボランティアも活躍しているわけである。
- (3) なお、ここで、審査請求人が見た現状を述べるならば、北九州市立大学図書館も、ムーヴ図書・情報室も、司書資格者はそこにいるが、端末にさわるのはボランティアや司書資格のない正規職員も含まれていた。図書を扱う資格である司書資格のない者が端末にさわるだけでなく、図書館ではボランティアも有資格者の指揮・監督に基づいて端末に触れるのが一般的である。
- (4) 審査請求人は、本行政文書について、同種の内容を福岡県教育委員会（福岡県立図書館）に情報開示請求を行ったところ、部分開示の決定が出た。電話での事前調査によると、福岡県立図書館では、業務担当者のパソコン端末の操作方法は、市民に見てもらっても良い、との回答で、情報開示請求などしなくても見せるというスタンスであった（本市の図書館や情報室でも、利用者のために、その利用者関連の情報が表示された端末画面を、利用者に向けて見せることは日常茶飯事である。）。県立図書館でも端末は、民間業者が開発し作成しているはずである。その状況の中で、部分情報開示となっている。県でできることが市でできない、というのであれば、北九州市民はそれだけ市から行政サービスを受けられない、ということを立証していることに

もなり、それは不当である。

第3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- 1 今回公開請求された窓口職員用パソコンの操作マニュアル一式は、本市図書館情報システムの賃貸借契約を結ぶリース会社のNECキャピタルソリューション株式会社より、同契約期間中（平成23年9月13日～平成29年3月31日）に借り受けているものであり、その著作権については、システム製造元のメーカーである日本電気株式会社に帰属している。
- 2 そのため、システムの構造が分かる窓口職員用マニュアルやシステムのソースプログラム、データベースのレイアウト等のシステム固有の情報は、図書館システムの業務上の利用目的以外に利用することは避けてほしいとのシステム製造元メーカーの意向を確認し、北九州市情報公開条例第7条第2号（公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）に該当するものと判断し、今回不開示の決定に至った。
- 3 なお、福岡県教育委員会（福岡県立図書館）で同様のマニュアルは部分開示している情報であるとの審査請求人の主張に対し、福岡県立図書館に確認を行うと、システム製造元メーカーの窓口職員用操作マニュアルを参考に自館職員が自作した操作マニュアルをシステム製造元メーカーの確認も取り、部分開示したというものであった。本市の場合、リース会社より借り受けているもの以外は窓口職員用操作マニュアルが存在しないため、著作権を持つシステム製造元メーカーの意向を確認し、不開示の決定としたものである。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、以下のとおりである。

図書館におけるパソコン（貸出、予約等）のマニュアル一式（館の業務担当使用分）

(2) 処分庁は、図書館におけるパソコン（貸出、予約等）のマニュアル一式（館

の業務担当使用分)を条例第7条第2号に該当するとして、不開示としている(以下「本件不開示情報」という。)

2 本件事案の争点

本件審査請求における争点は、図書館におけるパソコン(貸出、予約等)のマニュアル一式(館の業務担当使用分)が条例第7条第2号に該当するか否かである。

3 条例第7条第2号該当性についての判断

当審査会は、処分庁の意見聴取等により、以下の事実を確認した。

- ア 本市と、リース会社のNECキャピタルソリューション株式会社との間で、本市の図書館情報システム借入れ及び保守一式を対象とする賃貸借契約を締結している(契約期間は、平成23年9月13日から平成29年3月31日まで)。
- イ 本市は、この賃貸借契約書に基づいて、本件行政文書である市立図書館の窓口職員用パソコンの操作マニュアル一式を借り受けている。
- ウ 同賃貸借契約書第33条の規定によると「パッケージプログラム並びにそれらの関連資料の著作権は発注者(注:北九州市)に移転しないものとする。」とされており、当該マニュアル一式の著作権は、システム製造元のメーカーである日本電気株式会社に帰属している。
- エ 今回の開示請求に当たり、市からシステム製造元のメーカーである日本電気株式会社に意向を確認したところ、図書館システムの業務上の利用目的以外に利用することは避けてほしいとの回答があった。

本件行政文書は、市以外の第三者の著作物であり、本件事案の争点である「市立図書館におけるパソコン(貸出、予約等)の操作マニュアル一式(館の業務担当使用分)が条例第7条第2号に該当するか」を検討するに当たっては、条例の規定に加えて著作権法(昭和45年法律第48号)の関係規定の適用を併せて考慮する必要がある。なぜなら、著作権法には、第三者の著作物について、同法と情報公開条例との調整規定が定められているからである。

著作権法第18条では、著作権法の公表権と、情報公開条例の閲覧との関係が規定されており、同条第3項第3号では、著作物で未公表のものを市に提供した場合、情報公開条例の規定による開示決定の時までに著作権を有する者が別段の意思表示をしない限り、同条例の規定により当該市の機関が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することに同意したものとみなすと規定されている。

本件では、本件行政文書の著作権は、システム製造元のメーカーである日本電

気株式会社に帰属しており、今回の開示請求に当たり、市から同会社に意向を確認したところ、図書館システムの業務上の利用目的以外に利用することは避けてほしいとの回答があった。このことから、本件では著作権法第18条第3項第3号に規定する「別段の意思表示」が存在すると認められる。

そのため、著作権法第18条第3項第3号の規定により、本件行政文書の開示について、著作権者の同意のみなし規定の適用はない。

したがって、本件行政文書を開示すると、システム製造元のメーカーである日本電気株式会社が保有する権利である著作権法の公表権が害されることとなる。

以上から、市立図書館におけるパソコン（貸出、予約等）の操作マニュアル一式（館の業務担当使用分）が条例第7条第2号に該当すると判断した処分庁の判断は妥当なものと認められる。

4 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分において不開示とされた情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	中野敬一
会長職務代理者		高木康衣
委	員	田村奈々子
委	員	五十嵐享平
委	員	中谷淳子